

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (生活衛生課)	321
○公共測量の実施 (用地課)	322
○公共測量の終了 ()	〃
○重要開発調整池の設置の完了 (河川課)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課)	323

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (南丹広域振興局)	323
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (中小企業総合支援課)	〃
○土地改良区の定款変更の認可 (山城広域振興局、南丹広域振興局、中丹広域振興局)	324
○土地改良事業計画の変更認可 (山城広域振興局)	〃
○建築士の免許の取消し (建築指導課)	〃

正 誤

○平成16年3月30日付け京都府公報号外第24号中	325
---------------------------	-----

告 示

京都府告示第312号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和4年5月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 主催者の名称及び所在地
名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
名 称 公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
所在地 京都市左京区田中西樋ノ口町90番地
- 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日程及び会場

(1) 第1型研修

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
令和4年 12月18日 (日)	京都府立総合社会福祉会館 (京都市中京区竹屋町通烏丸東入 清水町375)	人 40

(2) 第1型講習

開 催 年 月 日	会 場	予定人員
令和4年 10月20日 (木)	京都府立総合社会福祉会館 (京都市中京区竹屋町通烏丸東入 清水町375)	人 40

- 第2型研修（クリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（クリーニング業務に従事する者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）の受付開始日、受付締切日及びレポートの提出締切日並びに受講対象者

(1) 第2型研修

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	令和4年10月28日(金)	第1型研修の受講が困難な者	人 60
受付締切日	令和4年12月1日(木)		
レポートの提出締切日	令和4年12月26日(月)		

(2) 第 2 型講習

区 分	日 程	受講対象者	予定人員
受付開始日	令和 4 年 8 月 30 日 (火)	第 1 型講習の受講が 困難な者	人 50
受付締切日	令和 4 年 10 月 4 日 (火)		
レポートの 提出締切日	令和 4 年 10 月 28 日 (金)		

5 第 1 型研修及び第 1 型講習の科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	時間 1
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1
洗濯物の処理	1
繊維及び繊維製品	1

6 第 2 型研修及び第 2 型講習の科目及びレポートの課題

科目及びレポートの課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

7 受講料

- (1) 第 1 型研修及び第 2 型研修 5,000 円
(2) 第 1 型講習及び第 2 型講習 4,500 円

8 受講についての問合せ先

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
(電話 (075) 722-2051)

京都府告示第313号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長から通知があった。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
亀岡市千代川町高野林地内
- 2 測量の期間
令和 4 年 4 月 25 日から令和 4 年 5 月 31 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（2 級基準点測量）

京都府告示第314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 3 年京都府告示第644号）が令和 4 年 2 月 28 日終了した旨測量計画機関の長である京都府方法務局長から通知があった。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

長岡京市一文橋 1 丁目、2 丁目及び開田 1 丁目の一部

京都府告示第315号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 重要開発調整池の所在地
亀岡市薮田野町奥條長尾41番10、41番11、41番53、41番54、41番74及び41番75並びに奥條丸尾24番、29番、53番、53番3及び60番1
- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社京都環境開発
代表取締役 杉本 慎太郎
京都市中京区二条通寺町東入榎木町91番地2 二条スカイビル7階701号室

京都府告示第316号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
合同会社オフィスルピナス
京都市上京区一条通御前通西入三丁目西町36番地
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京都市上京区一条通御前通西入三丁目西町36番地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 届出事項の概要
 - (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コメリ
新潟市南区清水4501番地 1
代表取締役 捧 雄一郎
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリハード&グリーン京丹波店
船井郡京丹波町須知居屋ノ下17番ほか
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コメリ
新潟市南区清水4501番地 1
代表取締役 捧 雄一郎
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和 5 年10月31日
 - (5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
4, 142平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

ア 駐車場の収容台数

71台

イ 駐輪場の収容台数

11台

ウ 荷さばき施設の面積

154平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

34. 2立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウ及びエの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 6 時30分

閉店時刻 午後 9 時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時まで

2 届出年月日

令和 4 年 4 月22日

3 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和 4 年 5 月17日から令和 4 年 9 月20日まで

5 意見書の提出先

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により向日市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルプロ向日

向日市上植野町尻引115ほか

2 届出者の名称及び住所

ロイヤルホームセンター株式会社

大阪市西区阿波座一丁目 5 番16号

- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出

令和 3 年 10 月 6 日

- 4 意見の概要

- (1) 「来退店経路図」において、北側からの来店は上植野・菱川交差点で転回(Uターン)し、北進の上、店舗敷地に進入することとなっています。

この経路は、北側からは迂回となるため、例えば店舗北側(東土川交差点など)で右折し、新幹線側道又は市道第 0004 号線を左折し、市道第 0005 号線を左折し、店舗敷地に進入といった、想定経路以外の来店が多数発生するのではないかと懸念しています。

また退店についても同様に、店舗南側の出入口から新幹線側道又は市道第 0004 号線経由の退店が、多数発生するのではないかと懸念しています。このことから、交差点処理計画どおりの来店及び退店となるよう、適切な対策を講じてください。

- (2) 市道第 0005 号線と新幹線側道交差点は、見通しが悪く、交通量の増加による交通事故の発生を懸念しています。本交差点の交通安全が図られるよう、適切な対策を講じてください。

- 5 縦覧場所

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- 6 縦覧期間

令和 4 年 5 月 17 日から令和 4 年 6 月 17 日まで

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 30 条第 2 項の規定により、木津土地改良区の定款の変更を令和 4 年 5 月 6 日認可した。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 30 条第 2 項の規定により、上の池土地改良区の定款の変更を令和 4 年 4 月 27 日認可した。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 30 条第 2 項の規定により、福知山市豊富用水土地改良区の定款の変更を令和 4 年 4 月 25 日認可した。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 30 条第 2 項の規定により、福知山市堀井口堰土地改良区の定款の変更を令和 4 年 4 月 25 日認可した。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、次の土地改良事業計画の変更については、令和 4 年 5 月 6 日認可した。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区
木津土地改良区営土地改良事業(維持管理事業)	木 津

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和 4 年 5 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 4. 5. 9	伊津 博之	二級建築士	第 9769 号	第 2 号該当

正 誤

平成16年 3 月 30 日 付 け 京 都 府 公 報 号 外 第 24 号 中 次 の と
お り 訂 正

ページ	欄	行	誤	正
6	右	上から27	「京都府竹野郡網野町字網野214番地の2」を「京丹後市網野町網野214番地の2」	「京都府竹野郡網野町字網野241番地の2」を「京丹後市網野町網野241番地の2」